

横浜クリエイションスクラム助成事業

横浜の新しい魅力とにぎわいを創出する 5 つの事業が決定！

公益財団法人 横浜観光コンベンション・ビューローでは、市内経済の発展及び都市ブランド向上につながる事業「横浜クリエイションスクラム助成事業」を公募（令和元年9月30日締切）し、民間事業者（8名）から構成される審査委員会での審査を経て、助成事業が決定しました。

本事業は、横浜の観光・MICE に携わる企業・各種団体・市民事業者等、民間事業者の皆様が、自らの発意を活かして実施する事業に対して、資金助成を行うことで、横浜の新たな魅力とにぎわいを創出し、横浜が観光・MICE 都市として抱える課題（宿泊客の増加、観光消費促進）の解決を図ることを目的としています。

1 横浜クリエイションスクラム助成事業の概要

(1) 助成対象

対象事業テーマのいずれかに合致し、横浜の観光・MICE 都市として抱える課題解決につながる、新規で実施する事業又は既存事業を拡充する事業。
＜対象事業テーマ＞

- ① ナイトタイムエコノミーを推進する事業
- ② 市内の既存資源を利活用する事業
- ③ 市域を超えて連携を図る事業

(2) 助成金額：一事業につき、総事業費の3分の2以内でかつ、300万円を上限として助成します。



2 採択について

(1) 採択件数：5件（全申請件数：10件）

(2) 採択事業

	事業名	助成額	申請事業者	概要
1	YOKOHAMA ミッドナイト HAR ★BAR 2019	300 万円	びあ株式会社 (所在地：東京都渋谷区東 1-2-20)	対象事業テーマ：① 音楽や飲食など横浜のミッドナイトハーバーを 24 時まで気軽に楽しめる地域連携企画。周辺の対象ホテル宿泊者への特典・優待設定等宿泊増を図る。
2	よこはま運河チャレンジ 2019 ～関内・関外地区の運河を 軸とした新たな回遊・にぎ わい創出事業～	300 万円	よこはま都心部水上 交通実行委員会 (所在地：横浜市中区伊 勢佐木町 6-146)	対象事業テーマ：② 陸上における集客イベントと水上交通を組み合わせ、運河を軸とした回遊促進。新たに仮設栈橋を設置し、定期水上交通と観光周遊バスの陸上・水上の回遊実験を実施する。
3	第 1 回 横浜グローバル MICE フォーラム (Yokohama Global MICE Forum 2020)	150 万円	パシフィック横浜 (株式会社横浜国際平 和会議場) (所在地：横浜西区み なとみらい 1-1-1)	対象事業テーマ：①、②、③ 横浜グローバル MICE フォーラムの開催に伴う、社交プログラム、ナイトプログラム、プレ&ポストツアーの実施を通じて横浜での MICE 開催メリットをアピールする。
4	横浜、夜のバリアフリー・ ウェブガイドマップ 実 証実験事業	150 万円	ナイトタイムエコノ ミー株式会社 (所在地：横浜市中区尾 上町 3-35 3F# 216)	対象事業テーマ：①、② 野毛、中華街、関内エリアの横浜のナイトタイムコンテンツを楽しめるウェブガイドマップページを構築し、ナイトライフに特化したバリアフリーの情報を発信。
5	2020 春節燈花	150 万円	横浜中華街発展会協 同組合 (所在地：横浜市中区山 下 118-2 廣東會館俱樂 部 5F)	対象事業テーマ：① 中華街全体を「赤」を基調とした華やかなイルミネーションで演出。街中には昨年の 1.5 倍イルミネーションを設置し、かつ朝陽門（東門）から山下公園へ向けて拡充する。周辺ホテルの宿泊者増、周遊性向上、集客増を図る。

横浜の観光・MICE 課題解決につながる

「横浜クリエーションスクラム助成事業」の公募を開始します！

公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローでは、市内経済の発展及び都市ブランド向上につながる事業「横浜クリエーションスクラム助成事業」の公募を行います。

本事業は、横浜の観光・MICE に携わる企業・各種団体・市民事業者等、民間事業者の皆様が、自らの発意を活かして実施することで、横浜が観光・MICE 都市として抱える課題（宿泊客の増加、観光消費促進）の解決を図ることを目的とします。そのために、テーマに合致する、創造性に富んだ事業に対し、資金助成を行い、横浜の新たな魅力とにぎわい創出を目指します。



1 事業名

横浜クリエーションスクラム助成事業

2 内容

下記のいずれかの対象事業テーマに合致し、横浜の観光・MICE 都市として抱える課題（宿泊客の増加、観光消費促進）解決につながり、新規で実施する事業又は既存事業を拡充する事業を公募します。申請のあった事業に対し、審査委員会の審査の上、助成金を交付します。

3 助成対象

(1) 対象事業

横浜の観光・MICE 都市として抱える課題解決につながる事業で、新規または拡充をする事業。

(2) 対象事業テーマ

- ① ナイトタイムエコノミーを推進する事業
- ② 市内の既存資源を利活用する事業
- ③ 市域を超えて連携を図る事業

4 対象事業者

法人または団体（個人を除く）。

5 助成金額

一事業につき、300 万円を上限として助成します。

6 募集締め切り

令和元年 9 月 30 日 (月)

【対象事業コンテンツ例】

	対象事業テーマ	コンテンツ例
①	ナイトタイムエコノミーを推進する事業	夜景等の観光スポット、グルメ、イベント、コンサート、早朝のグルメ等
②	市内の既存資源を利活用する事業	和を感じる施設、人情・情緒ある商店街、R&D 施設、その他農地、工業地等従来の観光施設ではないユニークな場所の利活用等
③	市域を超えて連携を図る事業	他都市の観光資源と横浜市内ホテルを連携した旅行商品造成等

公募に係る詳細については、下記をご参照ください。

>>> <http://www.welcome.city.yokohama.jp/ja/ycvb/info/>

お問い合わせ先
公益財団法人 横浜観光コンベンション・ビューロー
総務課長 池田博美 TEL : 045-221-2111

* 本日は 17:30 まで在席しております。

令和元年度

横浜観光コンベンション・ビューロー 横浜クリエイションスクラム助成事業 応募要領

1 事業趣旨

「横浜クリエイションスクラム助成事業」は、横浜の観光・MICE に携わる企業・各種団体・市民事業者等の民間事業者の皆様が、自らの発意を活かして実施する創造性に富んだ事業に対し、資金助成を行う事業です。当財団と民間事業者様が協働で事業を推進し、横浜の観光・MICE 都市として抱える課題解決を図り、市内経済の発展及び都市ブランド向上につながることを目的としています。

今年度は下記の内容で事業を募集し、資金助成を行います。

2 対象事業

(1) 以下のいずれかのテーマに合致し、横浜の観光・MICE 都市として抱える課題（宿泊客の増加、観光消費促進）解決に資する事業で、新規に実施する事業または拡充をする事業。

新規事業とは、観光・MICE における課題解決につながり、初めて実施する事業または他都市では実績があるが、横浜市内では、初めて実施する事業

拡充事業とは、観光・MICE における課題解決につながり、既存の事業に新たな企画を盛り込んだ事業

【テーマ】

① ナイトタイムエコノミーを推進する事業

「夜の横浜」や、「宿泊後の早朝の横浜」を楽しんでもらうことでターゲットの滞在時間延長及び宿泊増、消費促進を図る事業

【実施における注意点】

本事業におけるナイトタイムエコノミーとは、18時から翌朝までの活動を指し、地域の状況に応じた夜間若しくは宿泊後の早朝の楽しみ方を拡充し、消費活動や魅力創出をすることで、経済効果を高めることを目標とします。

また、風営法等の法令等に従い、適法に実施される事業を助成対象とします。

(コンテンツ例) 夜景等の観光スポット、グルメ、イベント、コンサート、早朝のグルメ等

② 市内の既存資源を利活用する事業

横浜の魅力ある既存資源を利活用した体験を通してターゲットの消費促進やリピート率向上を図る事業

(コンテンツ例) 和を感じる施設、人情・情緒ある商店街、R&D 施設、その他農地、工業地等従来の観光施設ではないユニークな場所の利活用等

③ 市域を越えて連携を図る事業

横浜をハブとして他都市の魅力的なスポットを周遊させ、ターゲットの滞在時間延長及び宿泊増、消費促進をはかる事業

(コンテンツ例) 他都市の観光資源と横浜市内ホテルを連携した旅行商品やバスツアー造成等

(2) 当該事業年度内に、事業報告及び事業収支決算報告を行うことができる事業

(3) 原則、次年度以降の事業の継続性が認められる事業。ただし、複数年おきに実施される大規模イベント等に付随して実施される事業などの次年度に継続性が見込めないことが明らかである事業は対象とします。

- (4) 横浜市または当財団から補助金、助成金、その他資金援助、会場使用料減免等の資金援助に類する取扱いを受けていない事業
- (5) 次のいずれかにも該当しない事業
- ア 特定の政党、その他の政治団体及び特定の宗教、宗派、教団等の活動又は利害に係る事業
 - イ 特定の個人及び団体を対象とした事業
 - ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年五月十五日法律第七十七号）。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資する事業
 - エ 公序良俗に反する等、理事長が補助の対象として適当でないと判断した事業

3 対象者

法人またはこれに準ずる団体（任意団体を含む）

※団体規約等を有し、団体の意思決定及び執行する組織が確立され、自らで経理を行う会計組織を有していること。また、要綱第3条第2項に定めのある団体に該当しないこと

4 募集期間

令和元年7月19日（金）～9月30日（月）17時00分【必着】

5 助成金額

助成金額は一事業につき総事業費（※）の3分の2以内で300万円を上限として助成します。

※総事業費は450万円以上を条件とします。また、総事業費は助成金交付決定以降に発生する経費の積算とします。助成対象経費は、「民間連携推進助成事業要綱 別表1」を参照。

※助成金額は「7 審査」に記載のある審査にもとづき、予算の範囲内において決定するため、助成金額が申請額と同額になるとは限りません。

※助成金額は、申請時の計画通りに事業が完了した場合に支払われる金額であり、金額の支払いを保証するものではありません。

6 助成金の交付決定について

- ① お支払する最終的な助成金額につきましては、事業完了を確認した上で、「目標の実績達成率」を考慮して決定します。申請した事業が滞りなく全て完了したことを確認し、助成予定金額の70%を助成します。
- ② 目標の実績達成率に応じて、助成予定金額の残りの30%の支払額を決定します。

目標の実績達成率	助成予定金額の30%分の支払割合
0-100%未満	達成率に応じた額（小数点以下切り捨て）

（例）助成予定金額100万円で、事業実施が完了し実績達成率が40%だった場合
 $(100 \text{万円} \times 0.7) + (100 \text{万円} \times 0.3) \times 0.4 = 82 \text{万円}$

- ③ 新規事業として実施する事業に限り、上記の条件を付さず、適正に事業が完了したことを確認した後、助成予定額を満額支給します。

7 審査

申請された書類をもとに、事務局で第一次審査（書類審査）を実施し、観光・コンベンションに分野における外部の有識者による第二次審査を実施します。審査については、以下の項目を重視しつつ、総合的に評価を行います。

(1) 企画・効果面

- ア 本事業の趣旨に沿った事業であるか
(テーマの合致、新規事業又は拡充事業の事業要件は満たしているか)
- イ 新たな価値や魅力の創出に寄与する事業であるか
- ウ 宿泊者増、周遊性向上、集客増による消費促進で大きな経済波及効果が期待できる事業であるか
- エ 横浜の認知度または都市ブランドを向上させる期待ができるか
- オ 今後の発展性や継続性が期待できるものであるか

(2) 運営面

- ア 収支予算及び経費の積算が適切であるか
- イ 人員等の実施体制及び事業スケジュールが適切かどうか

8 申請手続き

申請に当たっては、「民間連携推進助成事業要綱」に定める事項を遵守してください。

(1) 申請書類

- ア 申請書（第1号様式）
- イ 事業計画書（第2号様式）
- ウ 収支予算書（第3号様式）
- エ 規約、会則その他これらに類するもの
- オ 助成対象事業者の役員名簿。法人においては、申請日から3か月以内に発行された登記事項証明書
- カ その他

(2) 提出方法・問い合わせ先

電子メールにて必要書類を送付してください。

【提出先・お問い合わせ先】

公益財団法人 横浜観光コンベンション・ビューロー 民間連携推進部 民間連携推進課

〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町2 産業貿易センター1階

電話：045-221-2111 FAX：045-221-2100

E-mail：minren@ycvb.or.jp （※メール送信後、必ず受信確認をお願いします。）

(※ 申請受付について)

提出いただいた書類を基に、事務局で申請受付の可否を確認します。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、申請を受理できませんので、あらかじめご了承ください。

【申請を受理できない場合】

- ・上記、「2 対象事業」(5)に記載のある事業の場合
- ・申請書類に不備または不足がある場合

9 事業の実施にあたって

- (1) 事業実施にあたっては、定期的に進捗・実績の報告を行ってください。
- (2) 事業完了後、30日以内に「事業完了報告書」を提出し、事業成果物等を提出してください。

10 支援決定の取り消し

- (1) 要綱及び交付決定内容又は交付決定にあたり付した条件に違反があった場合
- (2) 交付決定を受けた内容以外の用途に助成金を使用した場合
- (3) 不正、怠慢、虚偽、その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付決定後に生じた事情により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) その他、理事長が取り消す必要があると認めた場合

11 手続きの流れ

手続き		時期
申請者	当財団	
	募集開始	7/19(金)～
申請書類の提出 (第1・2・3号様式ほか)	受理	～9/30(月)
	審査	10月中旬
受理	助成金交付決定の通知 (第4号様式)	10月下旬
事業の実施	事業支援・広報協力	11月～事業終了まで
報告書類提出 (第11・12号様式ほか)	確認審査	事業終了の日から 30日以内
受理	助成金交付額確定の通知 (第13号様式)	不備のない報告書類を受理し、確認審査を経て、助成金が指定口座に振り込まれるまで約1ヵ月を要します。
助成金交付の請求 (第14号様式)	受理	
受領・確認	助成金の振込	